

明治三十三年法律第六十七号

国税犯則取締法

第一条 収税官吏ハ国税(関税及噸税ヲ除ク以下同シ) 収税官吏ハ犯則事件(以下犯則事件ト称ス)ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

② 収税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ参考人ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査スルコトヲ得

③ 収税官吏ハ犯則事件ノ調査ニ付キ官公署又ハ公私ノ団体ニ照会シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求めルコトヲ得

第二条 収税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ収税官吏ハ臨検ヘキ場所、搜索ヘキ身体若ハ物件又ハ差押ヲ為スヘキ物件ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ前項ノ処分ヲ為スコトヲ得

③ 収税官吏第一項又ハ前項ノ許可ヲ請求セントスルトキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ為スヘシ

④ 前項ノ請求アリタルトキハ地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ハ臨検ヘキ場所、搜索ヘキ身体又ハ物件、差押ヲ為スヘキ物件、請求者ノ官職氏名、有効期間及裁判所名ヲ記載シ自己ノ記名捺印シタル許可状ヲ収税官吏ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ犯則嫌疑者ノ氏名及犯則事実明カナルトキハ裁判官ハ此等ノ事項ヲモ記載スヘシ

⑤ 収税官吏ハ前項ノ許可状ヲ他ノ収税官吏ニ交付シテ臨検、搜索又ハ差押ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 間接国税ニ関シ現ニ犯則ヲ行ヒ又ハ現ニ犯則ヲ行ヒ終リタル際ニ発覚シタル事件ニ付其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前条第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ犯則ノ現場ニ於テ収税官吏ハ同条第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得

② 間接国税ニ関シ現ニ犯則ニ供シタル物件若ハ犯則ニ因リ得タル物件ヲ所持シ又ハ顯著ナル犯則ノ痕跡アリテ犯則アリト思料セラル者ナル場合ニ於テ其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前条第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ犯則ノ現場ニ於テ収税官吏ハ同条第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得

コト能ハサルトキハ其ノ者ノ所持スル物件ニ対シ収税官吏ハ同条第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得

第三条ノ二 収税官吏臨検、搜索又ハ差押ヲ為スニ当リ必要アルトキハ錠ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等ノ処分ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ処分ハ差押物件又ハ領置物件ニ付テモ之ヲ為スコトヲ得

第四条 収税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトキハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ

第五条 収税官吏臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトキハ必要ナルトキハ警察官ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六条 収税官吏搜索ヲ為スコトキハ搜索ヘキ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、鄰佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立会ハシムヘシ

② 前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立会ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官又ハ市町村長ノ補助機關タル職員ヲシテ立会ハシムヘシ

③ 女子ノ身体ノ搜索ニ付テハ成年ノ女子ヲシテ立会ハシムベシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七条 収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

② 差押物件又ハ領置物件ハ便宜ニ依リ保管証ヲ徴シ所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルコトヲ得

③ 差押物件又ハ領置物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ国税庁長官、国税局長又ハ稅務署長ハ之ヲ公売ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

④ 収税官吏差押物件又ハ領置物件ニ付留置ノ必要ニシト認ムルトキハ之ヲ還付スベシ

第八条 収税官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得但シ第三条ノ規定ニ依リ処分ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

② 日没前ヨリ開始シタル臨検、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ継続スルコトヲ得

③ 収税官吏ハ政令ヲ以テ定ムル国税ニ付テハ旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖モ公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所ニ於テハ其ノ公開シタル時間内ハ第一項ニ規定スル制限ニ拘ラス臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

第九条 収税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為ス間ハ何人ニ限ラズ許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第十条 収税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為シタルトキハ其ノ類末ヲ記載シ立会人又ハ質問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立会人又ハ質問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十一条 犯則事件ノ証憑集取ハ国税庁収税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局長若ハ稅務署ノ収税官吏ニシテ之ヲ為ス

② 国税庁収税官吏ノ集取シタル間接国税ニ関スル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ関スルモノハ之ヲ所轄国税局長収税官吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署収税官吏ニ引継グベシ

③ 国税局長収税官吏ノ集取シタル証憑ハ之ヲ所轄稅務署収税官吏ニ引継グヘシ但シ重要ナル犯則事件ノ証憑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

④ 稅務署収税官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ証憑ハ之ヲ所轄国税局長収税官吏ニ引継グヘシ

⑤ 同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル証憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ収税官吏ニ引継グヘシ但シ其ノ証憑ハ重要ナル犯則事件ノ証憑ナルトキハ最初ノ發見地所轄国税局長ノ収税官吏ニ引継グヘシ

第十二条 国税局長又ハ稅務署ノ収税官吏前各条ニ依リ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為スハ其ノ所属国税局長又ハ所屬稅務署ノ管轄区域内ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ国税局長又ハ稅務署ノ管轄区域ニ於テ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為スヲ必要トスルトキ及急速ヲ要スル場合ニシテ国税局長又ハ国税局長ヨリ他ノ国税局長又ハ稅務署ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 稅務署長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

③ 国税局長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ国税局長又ハ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十二条ノ二 収税官吏ハ間接国税以外ノ国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則アリト思料スルトキハ告發ノ手續ヲ為スヘシ

第十三条 国税局長又ハ稅務署ノ収税官吏間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄国税局長又ハ所轄稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ

一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ

二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ

三 証憑埋滅ノ虞アルトキ

② 国税庁収税官吏間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄国税局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スベシ但シ前項各号ノ規定ニ該当スルトキハ直ニ告發スベシ

第十四条 国税局長又ハ稅務署長ハ間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相当スル金額、沒收品ニ該当スル物品、徴収金ニ相当スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該当スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ為スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得

② 犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發スヘシ情狀懲役ノ刑ニ処スヘキモノト思料スルトキ亦同シ

第十五条 前条第一項ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中断ス

第十六条 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受ケルコトナシ

② 第十四条第一項但書ニ依リ通告ニ対シ犯則者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該当スル物品ヲ所持スルトキハ公売其ノ他必要ノ処分ヲ為ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得

第十七条 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ国税局長又ハ稅務署長ハ告發ノ手續ヲ為スヘシ但シ二十日ヲ過クルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 犯則者ノ居所分明ナラサル為又ハ犯則者書類ノ受領ヲ拒ミタル為通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第十八条 犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件又ハ領置物件アルトキハ差押目録又ハ領置目録ト共ニ檢察官ニ引継グヘシ

② 前項ノ差押物件又ハ領置物件所有者、所持者又ハ官公署ノ保管ニ係ルトキハ保管証ヲ以テ引継グベシ差押物件又ハ領置物件引継グ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

③ 第一項ノ規定ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ引継アリタルトキハ当該物件ハ檢察官ガ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ押収シタル物トス

第十九条 国税局長又ハ稅務署長間接国税ニ関スル犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心証ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之ヲ解除ヲ命スヘシ

第十九条ノ二 間接国税ニ関スル犯則事件ニ付第一条第一項ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十條 本法ニ於テ間接国税ト称スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 刑除

第二十二條 国税ノ納稅義務者ノ為スヘキ国税ノ課稅標準ノ申告(当該申告ノ修正ヲ含ム以下申告ト称ス)ヲ為ササルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ為スコト又ハ国税ノ徵收若ハ納付ヲ為ササルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

② 国税ノ納稅義務者ノ為スヘキ申告ヲ為サラシメ若ハ虚偽ノ申告ヲ為サシメ又ハ国税ノ徵收若ハ納付ヲ為ササルシムル目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

附則 (昭和一九年二月一五五法律第七七号) 抄

第三十一條 本法ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条中所得稅法第三十七條、第五十三條第二項但書及第七十三條第一項本文ノ改正規定ハ昭和二十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ第十二條乃至第二十二條ノ規定、第二十三條中臨時稅措置法第二十一條ノ二及第二十二條ノ改正規定並ニ第二十八條ノ規定施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二二年三月三一日法律第二九号) 抄

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第十三條 第十八條及び第十九條の規定施行の際、従前の間接国税犯則者処分法第一条又は従前の關稅法(明治三二年三月法律第六一號)第九十條第一項の規定による差押中の物件がある場合において、收稅官吏又は稅關官吏がその差押につき第十八條及び第十九條の規定施行後十日以内にはその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けたときは、当該差押は、これを改正後の間接国税

犯則者処分法第二条第一項又は改正後の關稅法第八十六條ノ二第一項の規定による差押とみなす。

前項の規定は、第十八條及び第十九條の規定施行の際、従前の間接国税犯則者処分法第一条又は従前の關稅法第九十條第一項の規定を準用する他の法律による差押中の物件がある場合について、これを準用する。

改正後の間接国税犯則者処分法第二条第三項及び第四項又は改正後の關稅法第八十六條ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により裁判官の許可を受ける場合に、これを準用する。

第二十條 この法律による他の法律の廢止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二二年一月三〇日法律第一四二号) 抄

第一条 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二三年七月七日法律第一〇七号) 抄

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十條 たばこ專賣法(明治三十七年法律第十四號)第六十七條、塩專賣法(明治三十八年法律第十一號)第三十八條、粗製し、よう脳、しよう脳油專賣法(明治三十六年法律第五號)第二十三條及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二號)第四十條中「間接国税犯則者処分法」とあるのは「国税犯則取締法(同法第十二條ノ二、第十九條第二項及第二十二條ノ規定ヲ除ク)」と読み替へるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、他の法律中「間接国税犯則者処分法」とあるのは「国税犯則取締法」と読み替へるものとする。

第五十二條 この法律施行前に督促状を發した国税に対する督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

第六十條 この法律による他の法律の廢止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二四年五月三一日法律第一四五号) 抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二五年三月三一日法律第七七号) 抄

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和二九年六月八日法律第一六三号) 抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和四二年五月三一日法律第二三三号) 抄

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則 (平成二一年二月二日法律第一六〇号) 抄

1 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則 (平成一八年六月七日法律第五三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年六月三〇日法律第八二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第九十二條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二九年三月三一日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからホまで 略
ハ 第十條の規定及び附則第四十二條の規定(罰則に関する経過措置)
ニ 第九十條の規定(罰則に関する経過措置)

第九十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第九十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二九年三月三一日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イからホまで 略
ハ 第十條の規定及び附則第四十二條の規定(罰則に関する経過措置)
ニ 第九十條の規定(罰則に関する経過措置)

第九十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。